

第 7 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成22年10月 5 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成22年10月5日(火曜日)

午前10時0分開議

午後0時15分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算(第7号)

議案第6号 平成22年度県営かんがい排水事業、県営経営体育成基盤整備事業、地域密着型農業基盤整備事業、基幹農道事業、県営ため池等整備事業、県営中山間地域総合整備事業、山のみち地域づくり交付金事業、水域環境保全創造事業、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業、単県漁港改良事業及び漁村再生交付金事業の経費に対する市町村負担金について

議案第7号 平成22年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について

議案第8号 平成22年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

報告第12号 財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第13号 社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第14号 財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

請第45号 赤潮被災支援について国への意見書を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ① 熊本県食料・農業・農村計画の見直しについて
- ② 熊本県水産業振興基本構想の見直しについて
- ③ 八代海でのシャットネラ赤潮被害について
- ④ 熊本県農業振興地域整備基本方針の見直しについて

出席委員(8人)

委員長	佐藤	雅司
副委員長	淵上	陽一
委員	児玉	文雄
委員	村上	寅美
委員	渡辺	利男
委員	前川	收
委員	中村	博生
委員	吉田	忠道

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長	廣田	大作
総括審議員兼		
農業振興局長	福島	淳
次長	梅本	茂
次長	麻生	秀則
次長	大薄	孝一
次長	下林	恭
次長	神戸	和生

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長	白濱	良一
農林水産政策監	国枝	玄
団体支援総室長	牧野	俊彦

団体支援総室副総室長 田 中 龍 一
 農林水産政策監兼
 団体検査室長 與 田 博
 農業技術課長 佐 藤 巖
 農産課長 本 田 健 志
 園芸課長 城 啓 人
 畜産課長 高 野 敏 則
 農村計画・技術管理課長 宮 崎 雅 夫
 農林水産技術管理監兼
 技術管理室長 大 里 正 明
 農村整備課長 田 上 哲 哉
 森林整備課長 河 合 正 宏
 林業振興課長 藤 崎 岩 男
 森林保全課長 久 保 尋 歳
 水産振興課長 鎌 賀 泰 文
 漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人
 首席農林水産審議員兼
 農地・農業振興課長 村 山 栄 一
 担い手・企業参入
 支援課長 浜 田 義 之
 農産物流通企画課長 板 東 良 明
 農業研究センター次長 大田黒 慎 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 平 田 裕 彦
 政務調査課課長補佐 川 上 智 彦

午前10時0分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、全員おそろい
 でありますので、ただいまから第7回農林水
 産常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案
 等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求め
 た後に、一括して質疑を受けたいと思いま
 す。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明
 を行い、続いて担当課長から順次説明をお願
 いたします。

○廣田農林水産部長 今回御提案しておりま
 す議案の概要について御説明申し上げます。

今回御提案しておりますのは、平成22年度
 一般会計補正予算関係と条例等関係3件及び
 報告事項3件でございます。

初めに、一般会計補正予算についてござ
 いますが、総額16億円余の増額補正となっ
 ており、補正後の農林水産部の一般会計予
 算総額は620億円余となっております。

補正予算の内容は、赤潮対策関係及び災害
 復旧関係等でございますが、その概要につ
 いて御説明申し上げます。

赤潮対策関係では、短期間で出荷できる
 中間魚購入のための経費助成、当面の運
 転資金などのため、融資枠15億円の無
 利子または低利子の資金創設のほか、被
 害漁業者が資金を借りやすくするための
 漁業信用基金協会への保証料補助など
 を行います。

また、被害魚処理に要する経費の助成、
 赤潮被害を受けない新規漁場の可能性
 を探るための海域調査等を実施いたしま
 す。

これらに総合的に取り組むことによっ
 て、魚類養殖業者の経営再生を支援して
 まいります。

梅雨前線豪雨などによる災害復旧関係
 といしましては、農地・農業用施設災害
 復旧事業、林道災害復旧事業及び治山事
 業について所要額を計上いたしております。

このほか、地球温暖化対策として、土
 地改良事業により、農地土壌に炭素貯留
 を推進するための実験事業の実施や、森
 林整備促進及び林業等再生基金を活用
 して、地域材を利用した新製品開発及び
 木材加工流通施設整備に対する助成な
 どを行います。

次に、条例等案件といしましては、平
 成22年度に実施いたします農業基盤、
 林道、漁港整備などの各事業、海岸保
 全事業及び県営土地改良事業に要する
 経費の一部について、受益市町村に負
 担いただく負担率を定めるた

めの3議案を提案しております。

次に、報告事項といたしましては、財団法人熊本県農業公社、社団法人熊本県林業公社及び財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類を提出しております。

以上が主な概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長、総室長から説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

また、その他報告事項といたしまして、熊本県食料・農業・農村計画の見直し、熊本県水産業振興基本構想の見直し、八代海でのシャトネラ赤潮被害及び熊本県農業振興地域整備基本方針の見直しについて、担当課長、総室長から御報告申し上げますこととしております。

以上、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の1ページをお願いします。

平成22年度9月補正予算の総括表でございます。農林水産部全体では、合計で16億円余の増額補正でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

13ページの議案第6号から17ページの議案第8号は、いずれも平成22年度の農林水産部所管の県営事業につきまして、受益市町村に御負担いただく負担率を定めるものでございます。

市町村負担率を定めるに当たっては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっておりますが、根拠法が地方財政法、海岸法、土地改良法と異なっておりますので、この法律ごとに議案を提案しております。

市町村負担金につきましては、昨年度から見直しに着手いたしまして、今年度は各事業について事務費に関する負担を廃止しており

ます。各事業の負担割合は、国のガイドライン等により策定しております。

負担金関係については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

続きまして、19ページをお願いします。

報告第12号財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

内容につきましては、農林水産政策課、農地・農業振興課及び畜産課にまがりますので、農林水産政策課から御報告させていただきます。

平成21年度の経営状況につきまして御説明いたします。

お手元の冊子、経営状況を説明する書類の中に要約した資料を挟んでおりますので、その資料で御説明させていただきます。（「1枚紙でよか」と呼ぶ者あり）はい、1枚紙でございます。

ローマ数字のⅠ基本情報に記載しております設立の主旨、設立年月日、組織、基本金につきましては記載のとおりでございます。

ローマ数字のⅡ平成21年度決算の概要についてでございますが、当公社には、農地保有合理化事業と畜産基盤整備事業を行う一般会計、種雄牛管理センター運営事業を行う畜産振興基金特別会計及び農業公園管理運営等事業特別会計の3会計がございます。

下段の正味財産期末残高は、合計で4億9,600万円余となっております。これらのうち、畜産振興基金特別会計につきましては、後ほど御説明しますが、平成21年度で事業が終了し清算したため、正味財産期末残高がゼロとなっております。

次に、ローマ数字のⅢの事業実績等で個別の事業実績等について御説明いたします。

最初に、1農地保有合理化事業についてでございます。

当事業は、農業従事者の減少、高齢化等を背景に、規模を縮小したい農家等から農地を

買い入れ、農業公社の有する農地の中間保有機能や再配分機能等を活用して、規模拡大を希望する担い手農業者等へ農地を集積する事業であります。その中心事業の農地売買事業の平成21年度の実績でございますが、買い入れ、売り渡し実績ともに、面積、金額につきまして前年度を上回っております。

次に、2の畜産基盤整備事業についてでございますが、畜産公共事業の事業主体として、阿蘇東部地区、宇城・上益城地区の2地区で、草地、畜舎、家畜排せつ物処理施設等の整備を実施したところでございます。

続きまして、裏面の3種雄牛管理センター事業についてでございます。

県の委託によりまして、種雄牛14頭を飼育管理し、凍結精液を製造、供給する事業を行いまして、平成21年度は約2万2,000本の精液採取を行いました。

なお、参考として記載しておりますが、20年度末の公共育成牧場廃止に引き続きまして、21年度をもって当該管理センター事業も廃止しまして、畜産振興基金特別会計に係るすべての事業を廃止いたしました。それに伴いまして、累積損失を畜産振興基金4億4,300万円で補てんしまして、すべての清算を完了しております。

次に、4の農業公園管理運営等事業についてでございますが、県農業公園の指定管理者として施設の管理運営を受託しております。

平成21年度の入園者数は、大規模なイベントの影響もありまして、対前年度比102.6%の約46万1,000人となっております。このうち、体験農園の利用者につきましては、幼稚園児や保育園児を対象とした食育等の取り組みを強化し、約8,200人の参加となっております。

次に、ローマ数字のIVその他でございますが、農業公社の今年度の取り組みに関しまして1点御報告申し上げます。

新規就農支援の強化に向けて、農業公社と

財団法人熊本県農業後継者育成基金を今年度中に合併することといたしております。

県政の重要課題である担い手の育成や耕作放棄地の解消のさらなる推進を目指し、就農相談から農地あつせん、さらに就農定着をワンストップで支援するために合併するものでございます。8月に合併契約を締結しまして、12月には合併登記を予定しております。これに伴いまして、公園管理部門を除く事務所を県庁内に移転いたしております。

以上が財団法人熊本県農業公社の経営状況についての概要でございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○牧野団体支援総室長 説明資料の2ページをお願いいたします。

団体支援総室は、補正予算の関係でございます。今回の補正予算は、赤潮被害対策関係の補正予算をお願いしております。

今回の赤潮被害につきましては、後ほど水産振興課の方から御説明いたします中間魚の購入費の助成、それから、それを含めまして、いろんな資金についての融資、それから、漁業信用基金協会の保証を受けやすくするための保証料補助、こういうふうなものをセットでできるだけきめ細かにということでも考えたものでございます。

まず、資料の2ページでございますけれども、団体支援総室の融資関係でございますが、上段、上半分が漁業近代化資金の関係でございます。右側の説明欄、漁業近代化資金の融資枠を、今回の赤潮被害ということで枠を拡大するものでございます。

それから、資料の下半分、説明欄の方にマル新が2つございますが、まず上の方のマル新、これが新しく創設しました資金でございます。県とそれから関係市が連携いたしまして利子補給を行いまして、低利融資または一定の場合に無利子とする資金でございます。

説明欄括弧のところに融資枠5億、10億としておりますが、5億の方が系統金融機関を大体利用する場合、それから10億の方が、それを含めまして市中銀行等も利用できる場合と、そういうふうなことであわせて10億円の融資枠を設定したものでございます。

それから、説明欄の一番下、2のマル新でございますが、これは融資を受ける場合に通常漁業信用基金協会の保証を受けた方が受けやすいということになります、その場合に保証料が必要になりますので、それにつきまして保証料の助成を行うというものでございます。

次の3ページをごらんください。

3ページは、債務負担行為の設定だけになってございますが、右側の説明欄ですけれども、同じくマル新は新規でございます。

これは保証料補助と同じような趣旨でございますが、赤潮対策の債務保証損失補償というふうにしておりますけれども、被害漁業者が融資を受ける場合、漁業信用基金協会の保証を受けやすくするというように漁業信用基金協会に損失補償をするというものでございますが、今年度まで国の緊急保証制度がございますので、基本的にはその無担保保証制度を利用させていただくということで動けるとは思いますが、どうしても1人当たりの限度額を使っておられる場合、そのような場合にもできるだけこの漁業信用基金協会の保証が受けられるようにという趣旨でございます。

以上、全体といたしまして、補正欄1,630万9,000円の設定でおります。よろしく願いいたします。

以上です。

○佐藤農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

農業技術課は、2件とも平成21年度分の国

庫支出金の返納に伴う補正でございます。

まず、農作物対策費は、説明欄のとおり、農地・水・環境保全向上対策事業のうち営農活動支援の部分であります、これは農地や農業用水等の資源の適切な保全管理を行っている地域におきまして、環境保全型農業に地域でまとまって取り組んでいる活動組織への支援を実施しているものであります。

次に、下段の植物防疫費でございますが、説明欄の総合的病害虫防除推進事業として、これは化学農薬だけに依存しないで、例えば、天敵とか防虫ネットとかUVカットフィルムなどを使って、物理的な防除を組み合わせることで総合的に病害虫を防除推進するために、ウイルス検定等の支援とか、展示圃の設置とか、対策会議の開催等に取り組んでおります。

いずれも、この経費の節減等に努めた結果、事業費の確定に伴いまして国交付金の返還を行うもので、合わせて116万円余の補正をお願いするものでございます。

農業技術課は以上であります。

○田上農村整備課長 農村整備課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

農業総務費でございます。

中山間地域等直接支払事業に係る国庫補助対象経費の拡大でございますが、これは測量費が新たに交付対象経費となったものでございます。それと、中山間地域等直接支払基金事業につきましては、協定面積の変更に伴う市町村返納金の積み立てでございます。合わせまして、242万円余の増額補正をお願いするものです。

次に、農地総務費でございます。

土地改良事業国庫支出金等返納金でございます。1,065万円余の増額補正をお願いするものです。これは、平成21年度の県営中山間地域総合整備事業におきまして、工事請負

契約の変更に伴い不用額が発生しましたので、その返還金分でございます。

続きまして、6ページをお願いします。

土地改良費でございます。

県営かんがい排水事業におきましては、宇土市の大河洲地区と芦北町芦北地区の2地区の排水機場下部工事の債務負担設定をお願いしますのでございます。県営経営体育成基盤整備事業につきましては、天草市の楠浦地区におきまして、炭素貯留関連基盤整備実験事業を実施するものでございまして、3,500万円の増額補正をお願いしますものです。

次に、農地災害復旧費でございます。

本年6月17日から7月15日までの梅雨前線豪雨等によりまして、農地と農業用施設の被害が天草市、山都町及び山鹿市など県内20市町の254カ所で発生しております。復旧事業費として、1億2,100万円の増額補正をお願いしますのでございます。

農村整備課は以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

20ページをお願いいたします。

熊本県林業公社の経営状況につきまして説明させていただきます。

説明のペーパーにつきましては、恐らく左手にございます社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類に挟んでおります1枚紙、社団法人熊本県林業公社の平成21年度決算概要についてでさせていただきますと思います。よろしくをお願いいたします。

Iの基本情報でございますが、昭和36年に、計画的な造林を推進するため、五家荘林業公社として設立されまして、その後、昭和46年に松くい虫被害が全県的に発生し、その被害跡地の造林を進めるために、県内一円を対象とする現在の公社に改組しております。組織・出資金でございますが、資料に記載されているとおりでございます。なお、職員に

つきましては、平成8年の18人から現在11名まで縮減をしてきております。

IIの平成21年度の決算の概要でございます。

まず、(1)の平成22年3月31日時点の貸借対照表でございます。

資産の部の流動資産につきましては、未収金等でございます。固定資産は、ほとんどが山林としての資産でございます。

負債の部の流動負債は、未収金等でございます。また、固定負債は、297億円余でございます。この固定負債の内訳ですが、県からの長期借入金が214億円、日本政策金融公庫からの借入金が約83億円となっております。

次に、(2)の収支計算書でございます。

支出の部の事業費は、間伐等の造林事業費等でございます。一般管理費のうち、支払い利息は、日本政策金融公庫からの借入金に係る支払い利息でございます。分収交付金につきましては、間伐等で収益が上がった場合に土地所有者に分収金として交付するものでございます。受託事業費につきましては、県有林の保育、管理を受託したものでございます。また、借入金返済支出は、県及び日本政策金融公庫からの借入金の元本償還分でございます。これらを合わせた支出の合計額は7億2,100万円余となっております。

次に、収入の部でございますが、事業収入は約9,900万円となっております。公社有林は、まだ林齢が若く本格的な伐採年齢に達していないことや、経営改善の一環として長伐期化も進めているということもあり、収入額が小さくなっております。収入の大半は、間伐による収入となっております。補助金収入ですが、造林補助金や森林整備地域活動支援交付金等の森林整備に係る補助金でございます。借入金収入は、県からの借入金でございます。収入の部合計で7億6,700万円余という状況となっております。

裏面をお願いいたします。

次に、Ⅲの事業実績等でございます。

分収契約による森林整備でございますが、林業公社による森林整備は、土地所有者と公社が契約を結び、林業公社が費用を負担いたしまして造林、保育、管理を行い、伐採時に立木の販売収入を林業公社と土地所有者で分け合う分収契約方式で行っているところでございます。その分収の割合は、林業公社が6、土地所有者が4ということの基本としております。平成21年度末の契約件数は1,438件、面積は9,285ヘクタールという状況でございます。

2の主要事業の実績でございますが、現在新規の契約を原則凍結しておりまして、新植ゼロ、改植2ヘクタール、下刈り48ヘクタール、除間伐330ヘクタールを実施しております。

最後に、Ⅳの林業公社の経営改善に向けた取り組みでございます。

林業公社につきましては、長期にわたります木材価格の下落、低迷等によりまして、借入金の解消など将来的な収支見通しが大変厳しい状況にあります。

このような中で、これまでも、組織の縮小や職員数の削減、あるいは県からの貸付金の無利子化等の経営改善の取り組みを進めてきたところでございますが、平成20年3月に、有識者によります熊本県林業公社経営改善推進委員会から、さらなる追加的な改善策に最大限取り組むべきであるとの提言をいただいたところでございます。この提言を踏まえ、平成20年度から追加的経営改善策に取り組んでおるところでございます。

その改善策の1つ目は、長伐期化の推進でございます。これは土地所有者の御理解を得まして、通常50年生程度で伐採するものを80年生程度に延長いたしまして、大径材生産による木材収入の向上等を図るものでございます。この長伐期化した場合には、日本政策金融公庫からの借入金を低利のものに借りか

える制度がございましたので、これを活用し、利子負担の軽減を図るものでございます。平成21年度は、新たに303ヘクタールの契約延長を行い、累計で5,521ヘクタールとなったところでございます。

2つ目の改善策は、分収割合の見直しでございます。

分収の割合は、林業公社6、土地所有者4を基本としておりますが、契約相手方が市町村、財産区の場合には8対2に、個人の場合は7対3に変更をお願いしているところでございます。

平成20年度に、個人との分収割合の見直しを関係機関が連携、協力して取り組むため、県、林業公社、関係市町村等で構成する熊本県美しい森林整備対策協議会が設置され、平成21年度から分収契約の見直しの具体的な働きかけを行い、117名の分収契約者から分収割合変更について同意を得たところでございます。今後も分収契約の変更を進めてまいります。

説明は以上でございますが、県、公社が一体となって、現在経営改善を最大限努めているところでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

森林整備課は以上でございます。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

資料の7ページをお願いします。

まず、林業振興指導費の県産木材需要拡大対策費及び林業・木材産業振興施設等整備事業費ですが、合わせて9,543万円余の増額をお願いしております。

これは、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用して県産材利用を促進するため、地域材を活用した新製品開発等に対する助成を行いますとともに、高性能林業機械の導入及び木材加工流通施設整備に対し助成を行うものです。

次に、林道災害復旧費の現年林業災害復旧

費で1億9,738万円余の増額をお願いしております。

これは、本年5月22日から25日までの豪雨及び6月28日から7月15日までの梅雨前線豪雨により被災した林道施設の復旧を図るもので、水上村の梅木鶴線を含む21路線、36カ所について9市町村が実施します復旧事業を助成するものです。

また、次の国庫支出金返納金で6万円余の増額をお願いしております。これは、菊池市への過年度交付額の確定に伴います国庫支出金の返納であります。

以上、林業振興課としましては、2億9,288万4,000円の増額補正をお願いしております。

次に、21ページをお願いします。

報告第14号、財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

このことにつきましては、お手元の冊子の中に1枚ペーパーをお配りしていると思えます。これにより説明させていただきます。

まず、1設立の背景、2の設立年月日でございますが、当基金は、森林組合や民間林業会社などの林業事業体に直接雇用されている林業従事者の就業環境を整備し、林業従事者の安定確保と育成を図ることを目的として、平成元年11月30日に設立されております。

県、全市町村、森林組合等の出捐によりまして、平成9年度までに32億円を超える基金を積み立て、その運用益により、退職金共済や社会保険制度掛金の事業主負担に対する助成を行うとともに、同年度には、当基金が、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき熊本県林業労働力確保支援センターに指定されたことに伴いまして、林業労働力の確保、育成のために各種補助事業や委託事業をあわせて実施しております。

次に、3組織等ではありますが、役員としまして、理事13名、監事3名、事務局は9名で

業務を執行しております。

次に、4基本財産ではありますが、積み立てました基金を運用し事業を実施してまいりましたが、その間、平成12年度、13年度及び15年度につきましては、利子収入の減少等から基本財産の一部を取り崩して事業を実施しました。一方、平成19年度及び20年度には、民間林業会社から出捐をいただいております。その結果、現在の基本財産は31億7,793万円となっております。

ここで、基本財産の時価評価と評価損について若干説明申し上げます。

当基金は、基本財産を国債やユーロ債といった有価証券を満期保有目的債券として保有し、会計処理上、取得価格により評価をしてまいりました。一昨年、基金助成事業に充てる利子収入が不足する事態となった際に国債の一部を売却し、含み益を収入として確保することにより、利息収入等と合わせて基金助成事業を執行することができました。その結果、公益法人会計基準上、債券区分がその他の債券となり、評価方法が取得価評価から時価評価となりました。

21年度末の評価損は4億790万円余となっております。この評価損は、ユーロ債及び国債の評価損であり、両債券は、満期売却の場合、元本保証となっておりますことから、実際には現金収支に影響はないものと考えております。

次に、5基本財産の利子収入につきましては、基本財産を国債及びユーロ債に約半分ずつ運用し、これまで多くの利息収入を得ているところであり、適正に運用されているものと考えております。

裏面をお願いします。

平成21年度決算の概要ではありますが、正味財産増減計算書で説明いたします。

まず、一般正味財産増減の部ですが、これは基金助成事業及び林業労働力確保支援センター事業等にかかわるものであり、当期増減

額がマイナス1,440万円余となり、期末残高が2,040万円余となっております。

次に、指定正味財産増減の部ですが、先ほど説明しました時価評価による会計処理等により、当期増減額がマイナス9,375万円余となり、期末残高が27億7,002万円余となっております。そのため、会計の正味財産は、期首残高28億9,860万円余に対しまして、期末残高は27億9,043万円余となっております。

次に、Ⅲの事業実績等ではありますが、まず1基金助成事業であります。

事業費として、1億2,270万円余となっております。①の退職金共済制度及び②の社会保険制度加入促進策としまして、事業主が負担する掛金の2分の1以内を助成しており、延べ1,295人分で1億201万円余を助成しております。その他、新規参入者を雇用する事業体に対して各種助成を行っております。

次に、2林業労働力確保支援センター事業ですが、国や県の補助事業や委託事業を3,804万円余で実施しており、まず、①の補助事業では、地域林業の中核的な担い手である林業技能作業士の養成研修、林業技能競技会の実施、新規参入促進のための広報活動等を、また、②から④の委託事業では、OJT講師養成研修や林業事業体に対する相談指導、管理者研修等を行っております。

以上で報告を終わります。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、治山費ですけれども、今回治山費で10億2,640万円余の増額の補正をお願いしております。

内訳でございます。

治山事業につきまして、説明欄にありますとおり、前年度の梅雨前線豪雨等により被災いたしました山地災害箇所、本年度の梅雨前線豪雨の影響を受け2次災害の危険性が高

い小国町の西田平地区を含む24カ所につきまして、治山事業により復旧を図るものでございます。

次に、緊急治山事業でございます。

本年6月末の梅雨前線豪雨により発生いたしました八代市泉町栗木の山地災害箇所につきまして緊急に復旧を図るものでございます。

次に、単県治山事業でございます。

これも同じく梅雨前線豪雨により発生いたしました山地災害のうち、国庫補助の対象とされない比較的規模の小さい被災箇所を復旧するものでございます。県営事業と次のページの市町村営を合わせまして、20カ所について事業を実施いたします。

9ページをお願いいたします。

続きまして、保安林管理事業でございます。

これは、国の権限に係る保安林の指定、解除に係る調査費で国からの委託費でございます。国からの委託費の増によるものでございます。

次に、治山施設災害復旧費でございます。

昨年度被災いたしました八代市泉町樫木の治山施設につきまして、昨年度から復旧に取り組んでいるところですが、国の再査定が本年5月にありまして、設計変更となりました。設計変更の内容は、当初表層崩壊と見込んでおったんですけれども、地すべり性の崩壊というふうなことで認定されまして、それに伴う工法の変化、アンカー工法の追加というふうな設計変更となりまして、1,719万円余の補正をお願いするものでございます。

以上、森林保全課といたしまして、総額10億4,360万円余の増額補正をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

引き続き、10ページをお願いいたします。

漁場環境等対策事業費でございます。今回の赤潮被害対策として新規事業をお願いするものでございます。

説明欄にありますとおり、まず1つ目が、赤潮被害魚処理緊急対策事業として、関係市が実施します赤潮で死んだ養殖魚の処理を支援するもので、処理経費の3分の1を補助するものでございます。400万円を計上しております。

2つ目は、赤潮被害経営再開緊急支援事業ということで、今回の赤潮で被害を受けられました養殖業者の方々の早期の経営再開を支援するため、死んだ養殖魚を補い、短期間で出荷するため、購入いたします養殖魚、中間魚といいますが、これの購入費に対して助成するものでございます。購入に要する経費から共済で補てんされる生産原価を差し引いたその差額について、県、関係市で3分の1ずつの補助を行うもので5,000万円を計上しております。

以上、水産振興課合わせて5,400万円の増額補正をお願いするものでございます。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

11ページをお願いします。

今回の赤潮対策の対応の一つとしまして、赤潮被害を回避するための新漁場の可能性を検討するための潮流や水深等の調査に必要な経費といたしまして、900万円の増額補正をお願いしております。

以上でございます。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

12ページをお願いいたします。

まず、農業総務費の農村地域農政総合推進事業でございますけれども、274万円余の増額補正をお願いしております。

これは、説明の欄にありますとおり、主に農地流動化推進事業におきまして県農業公社が農地を中間的に保有する際に資金の借り入れをいたしますけれども、これに対して利子助成などを行っております。21年度のこれらの農地流動化に係る事業につきまして、国庫補助金額が確定しましたために、国庫分を返納するものでございます。

次に、下の農業委員会等振興助成費でございますけれども、843万円余の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄にありますとおり、昨年12月に農地法が改正されまして施行されましたけれども、これに伴いまして、農業委員会が行います農地基本台帳システムの改修、例えば農地利用状況調査ですとか遊休農地の措置状況などを追加することになっておりまして、そういうことで、システム改修が必要ということで市町村農業委員会から補助事業の要望増があっておりまして、それに伴うものでございます。

最後に、最下段の農地調整費のうちの自作農財産管理処分費でございますけれども、2,038万円余の増額補正をお願いしているものでございます。

これは、説明欄にありますとおり、戦後の農地改革等におきまして、国が買収をいたしまして、それが自作農財産というふうに言っておりますけれども、これは法定受託事務で県の方が今管理しているところでございます。その際に、国が買収した際に出されました買収令書というものがございまして、これは大変古くなっておりまして、それをマイクロフィルム化し、またそのデータベース化を図るものでございまして、管理業務を効率化することを目的としているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 以上で説明が終了いたしましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○児玉文雄委員 この説明資料の方も一緒にやっていますか。

○佐藤雅司委員長 はい、結構です。

○児玉文雄委員 林業公社の正味資産は、たしか約300億の正味資産が評価してあるですね。これはたしか面積は9,258、だから、それで資産を割ると、1ヘクタール100万ですか、評価してあるのは。どうですか。

○河合森林整備課長 9,200ヘクタールで全体が300億円ということでございますので、計算すれば大体ヘクタール当たり300万円程度かと思います。

○児玉文雄委員 これは資産であると同時に、右の方の負債の中に固定負債、これは借金ですよ。これが297億8,300万あるということ、そういう見方でいいんですかね。

○河合森林整備課長 予算の計上の仕方といたしまして、山林の造成にかかった費用自体が資産であるという形で計上することになってございます。それにあわせて、実際にかかった費用がほとんど借入金で賄っておる関係で負債の額とほぼ近い額になっておるとい状況でございます。

○児玉文雄委員 今、森林の売却もしておられるわけですよ。大体伐採期限が来た樹齢の、たしか42年と43年ぐらいだったかな、この期限が。これを売っておられる、処分しておられる1ヘクタール当たりの単価はわかりますか。

○河合森林整備課長 実際の林業公社につきましては、先ほども御説明させていただいたのですが、平均的な木の伐採林齢が50年程度でございますが、それを長伐期化するというところで、大体80年程度ということで今契約期間を延ばしておるといような状況でございます。

それで、実際の分収林の主伐は、公社の方では平成30年ぐらいから本格的な時期が始まるという状況でございます。平成21年度につきましては、木の伐採を行ったものは間伐といたしまして、その途中の作業という状況でございます。

○児玉文雄委員 もうそれはわかっとなら、林業公社は立木処分はやってないということ。

○河合森林整備課長 今現在はやってございません。平成21年度につきましては、やってございません。

○児玉文雄委員 それは単年度であって、今までやった経緯があるんだけどね。大体150万ほどだろう、ヘクタール当たりが、売った価格が。それが資産を300万で計上してあるわけよね。だから、切れば1ヘクタール当たり150万損するわけですよ。単純に言うならば、これ全部林業公社の山を切ってしまったら、150の300だから450億、だから150億ぐらいの赤字が出てくるわけですよ。だから、こういう報告書が正しいのかな、正しくないのかな、評価の仕方たいな。これは、費用を積み立てた分がこれでしょう。だから、ある程度これは赤字隠しをやったやり方なんですよ。その点、どう思われますか。

○佐藤雅司委員長 私も、一昨年でしたか、この委員会に出席をしておりました。東海大学の教授だったですか、を座長にして――九

州大学ですか、九大だったかな（「境先生」と呼ぶ者あり）そのような状況をちょっと説明していただけますか。一昨年の、ここに書いてはありますけれども、その状況の中で、こう結論づけて、こういうことになっているという……（「まず質問に答弁をさせなりたい」と呼ぶ者あり）はい。下林次長、そのところは御存じですか。

○河合森林整備課長 済みません、会計制度の関係に関しまして御説明させていただいてよろしゅうございますか。

○佐藤雅司委員長 それでは、河合課長、そのところをきちっと説明してください。

○河合森林整備課長 公社の会計制度につきましては、今現在見直しを行うということになってございまして、児玉委員御指摘は、かかった金額を資産とするということは赤字隠しではないかという御指摘でございしますが、今の会計制度上そのような形になってございまして、非常に不合理な面もあろうかということもございまして、山林の時価評価を行うべきではないかということで今検討しております。

林業公社の問題につきましては、全国的な問題でもあるということもございまして、それを全国的に会計基準を統一して一部時価会計を導入する等のやり方をするべきだということもございまして、今年度中に全国で統一した新しい会計制度の導入を行おうということで進めておるところでございます。また、それにつきまして、今後関係機関等と調整をしておるということもございまして、21年度の会計につきましては、現在の基準でやらせていただいておりますという状況でございます。

○児玉文雄委員 あなたたちも、会計のやり

方によってこういう赤字隠しをやっているということも一応理解した上で言ってるわけだな。

○河合森林整備課長 赤字隠しと言われると非常につらうございますけれども、今このような制度になっておるということでございまして、先ほど御指摘ありましたとおり150万円しか今まで売れてなかったということも承知した上で、このような基準でやらせていただいているというところでございます。

○児玉文雄委員 これは、きのうきょう始まったことじゃなくて、10年20年前から立木処分もやっている。だから、これは林業公社の経営立て直しのためにはどうかしなきゃいかぬという話もずっとあっております。しかし、それは何ら金の借りかえすら、高い利息の分の借りかえも全額できていないと。これをずっとそのまま引き継いでいった場合、私は、借入金プラス赤字150万、だから物すごい赤字になるわけですよ。

だから、これは一日も早く手を打って、私は以前から申し上げておったように、県有林というのは、もう一つ熊本県にあるわけです。これは、まだたくさん山、面積も持っております。だから、県有林の中に入れ込んでしまうというようなやり方でもしないと、今長伐期化で80年まで延ばすと、そのときの資産で、今40何年から——これは伐採期限というのは、大体41年か2年でもう伐採しているというもとの決まりがあるわけなんです。それを長伐期化、80年に持っていったけれども、どれだけの収入増を見込んでいるのか、そこらをちょっとお聞かせください。そういう試算はしとるはずなんですよ。

○河合森林整備課長 検討委員会の方で平成20年3月に御報告をいただいた内容によりまして、長期の収支の見込みでは88億円の負債

が残るという計算になってございます。この期間につきましては、終期が平成96年という非常に長い期間でございますが、そのような形になっておると。長伐期化、また、契約内容の見直し、分収割合の見直し等を行った場合につきましては、木材の実際に売れる単価にもよるところではございますけれども、この88億円の負債が解消される見込みがあるというような内容になってございます。

以上でございます。

○児玉文雄委員 それは、私は信じられない話と、信用されない話だと思えます。今50年、80年の伐期を延ばしたところで、その木の市場価格というのは、市場で売れとる価格というのはほとんど変わりません、80年に延ばしても。使うところが、家で使うところがそう変わらない。80年ぐらいでは、柱とか、かもいとか、いい部材のところを使う材料はできないんです。これはもう一般的に構造材というけれども、構造材になってしまうんです。だから、30年ぐらい延ばしたところで、価格的上昇は私は絶対に見られないと、そういうふうに思っております。

これはやっぱりもう少し基本から見直さないと、あたたちが学識経験者とかいろいろな人を集めて時間をかけてやったことが、全く私は間違っていると、これはもう確信をいたしております。だから、やっぱり林業公社の問題は、これからもう少し性根を入れて見直さないといかぬと、私はそういうふうに思います。

○佐藤雅司委員長 それでは、児玉委員が今おっしゃったことを踏まえてであります、あのときには、議会の方から松村先生、それから私も出させていただきました。全く今のような児玉先生の話も、何回か審議会の中で出たことは私も承知しております。今児玉委員がおっしゃったことを踏まえた上で、もう

一度検討をしていただくということについて、どうですか。

○下林農林水産部次長 今委員長の御指摘の点につきまして、この林業公社につきましては、平成15年に林業経営改善検討委員会というものを設置いたしまして、その中で事務事業の合理化はもちろんのこと、県並びに公庫の借入金の金利軽減という取り組みをしたところでありまして、県からの借入金につきましては無利子化、それと公庫につきましては、施業転換資金を借りるということでの金利軽減を図るということで取り組んでまいっておりますし、また、公有林の一部で分収割合を見直したという状況でございます。

ただ、いろいろ御指摘が、材価の情勢等も厳しいという中にありまして、再度この経営を改善するための検討をしなければならないということで、平成20年の3月までに経営改善検討委員会で検討をいただいたところでございます。

それにつきましては、今河合課長が申し述べましたように、平成96年をめどにこのままでいけば88億ですが、経営改善で追加的改善対策をし、そして材価の改善を、一定の見込みを入れまして経営改善ができるということで、存続を前提に追加的経営改善対策に取り組むという御報告をいただき、そして平成20年8月におきまして県の方針が策定されたところでございます。

その中におきまして、材価につきましては、見通しが平成17、18、19年の3カ年の平均材価で将来の見通しをベースに将来の見通しは伐期を延長するということでの伐期80年ということ想定した上での試算をしたところでございます。

今後、この追加的改善対策ということ、特に河合課長が述べましたように、伐期の延長ということと分収割合の契約内容の見直しということを積極的に取り組みながら、そし

て自助努力として公社が今一生懸命取り組んでおるところであります。今後、全国ベースでの公社の問題につきましては、最初の御指摘にありました森林資産の評価の方法について、今全国レベルでの検討会がされておるところでございます。今年度中にその森林資産の評価を確定させ、そして新たな会計基準にのっとった財務諸表を策定し、そして今後の経営のあり方について検討しなければならないと考えておるところでございます。

今御指摘された点につきまして、十分踏まえながら、そして最大限の公社の経営努力を続けながら取り組んでまいりますとともに、全国のそうした森林資産評価の手法につきまして、報告を受けたそれに基づいた財務諸表をつくり上げ、そして今後の経営改善をさらなる検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○児玉文雄委員 経営改善というのは、今までやってきたのは公社自体が借り入れた借金を一般会計から借りかえると、すると利息の分が経営改善、それはちょっとおかしな話なんです。それは、県も県債なんていうのは1兆何千億円もあるわけですから、それを今まで、例えば金融機関から借つとるのを一般会計から持ち込んだと、借りかえたけんていうても、どっちかは損しているわけなんです。この利息の問題は。

それと、今次長が言われたように、やっぱり時価相場、それで赤字が出たからというて、我々は余りやかましゅう言わないと。やっぱり山の効用というか、活用というのは、治山、治水、空気の浄化とか、いろいろ公的仕事が今あつてるわけですよ、山自体も。

ただ、経済だけでこれを物差しではかるといのは無理だと。私も、少しですが、山を持ったりしますが、山は伐採したら赤字が出てくる。そして、植林しなきゃならない。それで、もう一切山はうちの家では切ってはなら

ないと、一生立てとくと、でないと、植えて、下刈りして、枝打ちをして、間伐をして、そうする金の方が——だから、合理化の中で経費削減とかなんとか言われるけれども、恐らく本来やるべき山の手入れはかなり手を抜いておられるというふうに想像をされます。

だから、赤字でも仕方がないから、ある程度林業の雇用もあるんだから、これはみんながいいと思ってこういう公社をつくって荒地に木を植えた。これは、今配分率が6対4から7対3に変わりましたね。これは、もうひょっとしたら分収権者は、もう県にやるよと、林業公社にやるよと、もうどうせ一銭がつもならぬとを持つとつちやばからしかと。

だから、もう私は、ある程度話し合いによつちや、今の価格評価を正式にして、もう10%で土地もくださいと、県に。すると県は、ずっと未来永劫に、その森林を長伐期の方に——80年なんかでは絶対効果は出ないんですよ。少なくとも120～130年ぐらいは、長伐期というならばそのまま保存していかないと木はよくなりません。家をつくるときに、大体県の今の処分の山というのは、母屋とか、床下とか、そういう構造材にしかならないんですよ、あれが。だから、ぜひ、もう少し資産の評価とかいろいろを正しくはっきりと、余り子孫に借金を残さぬように頑張ってください。

○前川収委員 児玉先生はごもつともな話であります。

分収林事業というのは、国が当時一生懸命推進して、全国で市町村も含めてあちこちでやっています、すべて同じような結果になっている。それはもう原因は、材価がごとと当時の予測より下がってしまったと。

実は、私の地元の菊池市も分収林事業をやつてえらい目に遭いました。生産時期が来

て、当時の分収林事業の、いわゆる市民や一般の皆さんに登記してくださいと、買ってくださいというときの文書の中には、大体当時の金利ですね、銀行預け入れ金利ぐらいは金利保証としますというふうに見られても仕方ないような文章まで入れて募集しとるわけですよ。

この文章は、どこから持ってきたかというところ、いや、国からもらった文章でございますと、国に責任とれというところ、国は知りませんというわけですね。今でいうなら出資法違反というやつですよ。元本保証というやつですよ。それを昔はやってたやつで、それが巨大になっているのが分収林の事業だというふうに思っていますけれども、これはやっぱり今しばらくは分収割合なんかの見直し等で一時しのぎながら、先生がおっしゃったように、本当に材価を、実勢価格での評価をごまかさずにきちっと出して、しかもこうやって推進してきた事業で今こうなるとという部分をやっぱりちょっと理解をいただいて、これは理解というのは国民的理解をいただいて、当時こうやって山を守ろうということやってきたんですけど、材価が上がらずにこうなってしまうと、それであるならば、さっきの話のとおり、例えば環境林というような形で地権者の御理解をいただいて、国庫を投入して国有林という形で買い上げてもらうなり何かせぬと、今赤字をひっかぶって県でこれするのはばからしいと私は思っていますから、国策的な形でやってきた分収林事業が全部だめになっている原因もわかっているわけですね。

ですから、そこは単年度単年度で見るといらいらしますけれども、少し我慢して、むしろそういう単年度会計をどうするかという視点よりも、こういう政策を広げてきた責任、それは別に県だけでやったわけじゃなくて、ほとんど全国一律でやっているわけですから、ということは国策的にやってきたわけ

ですから、そういう部分をどう処理していくかということをもっと国に対して責任を負ってもらおうと、これは多分市町村も協力しますよ。

菊池市は、それを清算したんです、最終的に一般会計に投入して。でも、大赤字ですよ。そして、一般会計を投入して、当時の金利の半分ぐらいで分収者と手を打って、最後にやったんですね、御存じだと思いますけれども。そんなことを全体でやれと言われたら、もうばからしかけん国にやらせな私はいかぬと思いますけれども、そういう視点はお持ちですか。

○下林農林水産部次長 今、前川先生がおっしゃった件につきましてですが、分収育林特別措置法ができた際の育林経費を出して、それが将来的に分収するということの広がりがあったと思います。分収造林は、植えたときから三者契約で動いておりました。熊本県林業公社も昭和38年から発足し、そして松くい虫の被害対策跡地の造林地政策も進め、そして奥山の荒廃を抑えてきたという、そういう役割を担ってまいりました。

そして、山奥における雇用の維持ということも図ってまいった、そういう働きをしてきた林業公社が、材価の低迷によって今の単年度の時価で評価されて、今後の経営改善はもちろんやりますけれども、それだけの役割を果たしてきた林業公社の位置づけを今後どうするかということにつきましては、今御指摘の点につきまして、森林の適切な資産評価に基づき、そしてそれに基づく財務諸表をし、将来的な見通しを立てた場合に、どういうふうな経営体制をとっていかなければならないかというのは判断していかなければならないと思っております。

林業公社につきましては、36年から造林を始めたんですけれども、まだ伐期に至っている部分がないままでの今の材価低迷で、兎玉

先生が御指摘された資産評価からすると半額というような現状でございます。

ただ、今後、国産材資源に対しての評価が上がるという状況が出てくるのかどうかわかりませんが、そういった将来の見通しも踏まえた上で今後の資産評価をし、そして今後の適切な財務評価、そしてそれに基づいた経営をどうしていくのかという判断はしなければならぬと思っております。

今後とも、林業公社の経営改善に一生懸命頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤雅司委員長 今各委員がおっしゃったことは、非常に私は重いというふうに思います。ベストでもベターでもないというふうに思いますので、ぜひそのことを踏まえて慎重に、しかも油断をされないように、決してベストでもベターでもないということを申し上げて、この関連の質疑等を終わらせていただきたいと思いますが、ほかに質疑はございませんでしょうか。

○村上寅美委員 畜産課長、口蹄疫で、部長初め農林水産部は非常に御苦労だったと思います。

その中で、前回も私は質問したと思うけど、熊本市食肉センターが23年には閉鎖をされるということが市の方ではもう決定をしているというふうに伺っております。

それについて、やはり団体とそれから県が出資している七城の……（「畜産流通センター」と呼ぶ者あり）食肉センターで引き合いをしているやに聞こえたけれども、この件について、結論から言うならば、とにかく一元化という形をぜひとってもらいたいということと同時に、もう1点は、私たちは、熊本は肥後のあか牛しか知らぬわけですね。佐賀牛とかどこ牛というのは、その県のブランドで来るから、全国で一番安いそうですよ、熊本

が、買ったたかされると。

これには、畜産に対する窓口業務は、畜連があるでしょう、経済連があるでしょう、それからJA熊本市もある。幾つもあるんですね。ブランドも幾つも——どがしこあるか知らぬけれども、我々熊本県人は、うちの肥後のあか牛ぐらいは知っとるばってん、ほかんとはよくわからぬということで、非常に乱立になっとるから、この団体の統廃合、一元化、これについて、これは部長に聞きたいな、どう考えているのか。これは衆目の、それぞれはそうありたいと業界も言うんですよ。幸いミカンなんかは、もう一本化——支店別に違いますが、一応くまもとというブランドで出しますから、一応していますけれどもね、その点ね……。

○佐藤雅司委員長 それじゃ、その件については、村上委員、その他のところで……

○村上寅美委員 その他になるかな。

○佐藤雅司委員長 はい。全部済ませますので……。

○村上寅美委員 ごめんなさい。それは、その他でいい。

それなら、水産振興課長、この部長が読み上げた15億円の無利子の問題、いいですね、この内容を教えてくれんですか。

○牧野団体支援総室長 15億円は融資の枠でございますので、団体支援総室の方から。

今回の利子補給を行います資金につきましては、基本的に一応1%と考えております。

○村上寅美委員 利子補給。

○牧野団体支援室長 1%に抑えるというのが原則でございます。

ただ、去年ことしとも連続でございますので、被害が甚大な場合につきましては無利子にするというふうな制度でございまして、15億円全部同じような仕組みでございます。

○村上寅美委員 低利助成というのは、補助じゃないの。低利助成というのは、利子補給のことですか——部長の言葉で書いてあるでしょう。

それでね、僕が聞きたいのは、水産だから言うわけじゃないけど、水産振興という形がありながら、やっぱり農業に対してと水産に対しては、制度自体が非常に水産は弱体なんですよ。

だから、その辺を、農林水産県、熊本、長崎とか、それから、三重とか、千葉とか、北海道とか、魚種は違いますけれども、その辺と引き合いにたっても、基金にしても取り扱いも非常に少ないし、だから養殖業というのは金がかさむんですね。

これは中間稚魚の仕入れということだけでなく、これは赤潮対策として、こういうのがなくても、稚魚の導入資金、それから育成資金というのが、これが国の方では、動体、要するに動くものとしても、畜産なんかは抵当権とか担保、こうやって価値があるけど、それについて、これは水産もなったはずだけど、その辺はどういうふうに考えていますか。実態はどうですか。その点を含めてお願いします。

○牧野団体支援総室長 まず、水産関係の金融支援とか、その辺につきましては、例えば制度資金のメニューを見ましても、農林水は必ずしも一律じゃないんですけれども、そういうふうなところもございまして、特に今回の赤潮被害につきましては、中間魚であります。いわゆる助成金、それを含まないような運転資金を含めた融資、それをさらに保証が受けやすいようにということで保証料補

助というふうな形でセットするというふうな形で、できるだけ細かにというふうなことを念頭に置いて対策を考えたというものでございます。

○村上寅美委員 それでね、私に言わせれば、養殖業というのはやっぱり日本の根源なんです。水産というのは、島国でね、そして、特に熊本は、有明海、八代海、天草という日本にない3つの海に囲まれているという段階で、常にこんな赤潮が来たり非常に危険度合いが強いということも含めて、振興するのならやっぱり農業並みにいろいろ融資制度とかその辺を扱っていただきたい。恐らく保証協会がありますね、事業で。保証協会と比較すると、100分の1も——1000分の1ぐらい、要するに扱いが全然——余りその辺はどうかね、少ないと思う。だから、もうちょっと積極的に今後——要望しとく。もう要望でいいから、積極的に対応してください、水産課全体。部長、よろしくひとつ……。

○佐藤雅司委員長 要望でいいですか。

○村上寅美委員 いいですか、ちょっと一言、姿勢を示して。

○廣田農林水産部長 水産関係の支援につきましては、今村上先生の方からお話ございました。今までは、確かに制度の中で水産の方が薄いんじゃないかというふうに言われる声を聞いたこともございます。ただ、今回の赤潮関係につきましては、例えば中間魚の購入の支援であるとか、相当今までにない思い切った対策がとれております。これも、一つは、農林水が同じところにおいてお互いの情報交換等もできるところもあると思います。そういうことで、今後とも、不平等といえますか、そういうことがないような形で努めていきたいというふうに思います。

○村上寅美委員 部長ありがとうございます。

今回はという言葉があなたから出たように、養殖業ということに対して、ぜひそういう姿勢をお願いしておきます。要望で。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありませんか。

○渡辺利男委員 農業公社の問題ですね。先日説明をいただきましたけれども、会計検査院からの指摘によって、強化拡充基金2億9,990万のうち半分を国庫返納ということだそうですが、熊本県はしっかり基金を人件費に充てていたということですが、たった350万しかなかったわけですか、そもそもですね。350万というならば、ここの職員合計27名いらっしゃるうち非常勤職員1人分ぐらいの年収にしかならぬのでしょうか、大体こういう基金を積み立てておく意味があったのかどうかですたいね。今後半分になったらどうされるのか、そこのところをちょっとお尋ねします。

○村山農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

先日新聞報道いたしまして、皆さん方に御説明したとおりでございますけれども、3億円に対して350万円の運用益が出ていたということで、これはすべて合理化事業の方の人件費に充てたということで、会計検査院からそのことについては指摘されてなかったわけでございますけれども、そのほか、農業公社につきましては、農地保有合理化事業をやりまして、売買をする場合に手数料を取っておりまして、それによって人件費等を運用していたというふうなところでございます。

それで、この基金がなくなるということになりますと、やはり運営上支障が出てくるこ

とがありますものですから、しかも、熊本の場合は、そういった不適正な経営をしてなかったということでございますので、これはぜひ国の方に対しては、廃止に伴う代替措置をお願いしたいということを強く申し入れたいというふうなことで考えているところでございます。

○佐藤雅司委員長 渡辺先生、よろしいですか。

○渡辺利男委員 他県では、もう廃止しるところもありますし、会計検査院も、この関係事業については廃止するよという指摘をされておるわけですが、それでも熊本県の場合は、この基金事業というのは続けていきたいということなんですか。

○村山農地・農業振興課長 やはり350万という金額ではございますけれども、一応運用益が出ておりますものですから。

実は、農業公社につきましては、昨年の事業の仕分けで国庫補助金を半減または廃止というふうな、最初の事業仕分けですが、そういうのが出ておまして、それでも非常に困ったんですけれども、何とかやりくりをやっていこうというふうなところでございまして、さらにこういうふうなものがありますと、運営上やはり今800万程度の黒字が出ておりますけれども、非常に厳しくなるということでございます。ぜひそういうふうなことは続けていただきたいということで考えておるところでございます。

○渡辺利男委員 国がうんと言うてくれればいいけれども、もうだめだとなった場合はどうするんですか。基金は半分になるし、益金も半分になるでしょう。

○村山農地・農業振興課長 今回の350万で

ございますね。そうなりますと、やはり、実は、その人件費については、県の補助金も人件費には使えないということになっておりますものですから、そうなると、やっぱり公社の自助努力に頼らざるを得ないということになってくるかと思えます。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんでしょうか。

○児玉文雄委員 林業振興課に新しい製品開発のことが載っておるんですが、どういう製品開発を考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○藤崎林業振興課長 今、構造材としての柱をつくりますのに、背割りを入れまして、そして、それで乾燥もひとつ進むということなんですけれども、そこが開いたままではいけないものですから、そこにくさび形のものを入れて、そして製品化を図るとというのが1件ございます。

そして、もう一つは、これはコンピューターのシステムになるんですけれども、今県内のどこにどういう材がある、それに対して発注者からどういう材が必要だというのが出てくるというのをスムーズに手配をして、県産の木材をスムーズに提供するようなシステムをつくるというのが1つございます。そういうのがございます。

○児玉文雄委員 木材業界では、背割りというのは、木の裏に芯まで通るようにのこ目を入れるんです。これは、一つはひび割れ防止なんですよね。特に、ヒノキ製品あたりは、乾燥するとぱりぱり割れて、新築の家のところなんかに行ってみると音がするんですよね、ぱりぱりと。それは木が割れているんですよ。これは新しい製品開発じゃなくて、これはもう昔から業界としてはやっていること

なんです。

だから、それをあえて新製品開発に入れるのはどうかというふうに思いますし、今までフローリングとか壁板とか、主に家の中の内装材は木材加工商品として出てきておったんですが、今の大手がつくる建材といいますか、外壁材——最近、私の自宅のすぐ隣にえらいいい建て売り住宅が2戸ほど建ったんですが、外壁なんかは色が違うだけでサイディングなんですけど、昔のサイディングと違って、今のサイディングというのは、大変見かけもよくなって、色もよくなって、いろいろよくなっていると。だから、私は、やっぱり木材需要の拡大という点から考えるならば、木材も外壁に使えないだろうか、そこらあたりの新製品開発は進めるべきだと。

しかし、木の場合は、外壁に使った場合、火に弱い。これを何かでカバーすると、そういう系の防火塗料とかなんともあると思うんですが、そこらあたりで改良するとか、また、色も何種類かに分けて、お客さんの好みに分けて色もある程度つけていくとか、何かそういうあたりを考えないと、今の新商品開発だけでは、木材需要というのは私は伸びないと思っておるんです。

だから、やっぱり木材が伸びるような形、例えば何基本法だったですかね、新聞にも載っておりましたが、知事の答弁でも一般質問の中でありましたが……（「木材利用促進法」と呼ぶ者あり）木材利用促進法、ああいう法律改正というのは、私は大変よかったと。あれは、やっぱり熊本県あたりも、条例としてこれをはっきり使っていただくような形をとっていかないと、いいことでも、一つの党利党略で、党の何というかマニフェストみたいな関心と呼ぶことで終わったのでは困ると思うんです。

だから、確かに私は、この間の基本法というのはよかったと思うから、あれを今後本当に市町村あたり——市町村は、やっぱりまだ

県に比べると公共の建物あたりが多いですから、そこらあたりに3階までは本当に一部の特殊な建物以外は木を使うと、そういう方面で県も頑張ってもらおうと需要拡大に必ずつながると思いますので、その点よろしく。

ひとつどうですか、部長、何回か答弁されて聞いておりますが、もういっちょ突っ込んで、あれではもう通り一遍の答弁になっておりますけんが、部長、ひとつ考え方をお願いします。

○廣田農林水産部長 先ほどから、材価、木材価格の低迷という話がありますけれども、昭和50年代と比べると3分の1、その間の物価上昇率とかが2倍近くになっていますので、それからすると6分の1という本当に恐るべき値段低下で、そういうことで先ほどの森林の整備、手入れが進まないのも、もうすべて需要というか木材価格と需要がないというようなことで、それで価格にしても、外国材のあれについては、もう近年どこも例えば輸出を制限するとかというふうになっておりますので、ぜひ需要の拡大の面で、建築初め家庭にそういった炭素資源としての木材を蓄積してもらうような取り組みが必要ということで、1～2年ぐらい前から一生懸命今需要拡大に取り組んでおります。

そういう意味で、今度の木材利用促進法の成立というのは大きな後押しになると思いますし、ぜひ建物の面、それとか、あと木製品、机とかいすとか、そういった木製品の面でも、ぜひ家庭で使っていく、そして、できるだけ子供たちにも使ってもらおうというようなことでの木材の利用の拡大をぜひ進めたいというふうに考えております。

○佐藤雅司委員長 要望でよかですね。

○児玉文雄委員 ぜひ、熊本県は、その基本法を条例に持っていつていただきたいという

ふうに思います。

○村上寅美委員 それは、国でありがたいとあが今言うたから、できたつでしょうたい。できぬところが条例……。

○児玉文雄委員 基本法ができたただけだもんな。

○前川収委員 法律をつくって、熊本県とか市町村に対しては、基本方針を定めると……（「条例化せいで」と呼ぶ者あり）そうそう、基本方針ですから、議会の議決も何もいらぬけん、そっちでつくんなつとよかわけぼつてん、それじゃ推進力にならぬじゃないかという意見ですたい。もっと重みのある、強制力のあるやつという話ならば、条例をそっちがつくらぬならこっちでつくるですたい。

○佐藤雅司委員長 条例化については、何かお答えありますか。

○下林農林水産部次長 答弁でも、できるだけ早期に県レベルの基本方針は策定するというところで知事から答弁いただいたところですが、それに応じての市町村での基本方針策定というのも今後早急に取り組むということにしております。

だから、今後条例化が必要かどうかの検討も含めまして、勉強会等をしながら今後の進め方を考えていきたいと思っておりますので、その点いろいろ御指導のほどよろしくお願いいいたします。

○佐藤雅司委員長 それでは、ほかにありませんでしょうか。なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第6号から第8号まで、一括して採決したいと思います。御異議ありません。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第45号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

鎌賀水産振興課長から尾山課長、それから牧野室長、それぞれお願いいたします。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

請第45号、この請願は、県下の海面での魚類養殖業者で組織されました熊本県海水養殖漁業協同組合からのものでございます。

請願の趣旨といたしましては、県下の海面魚類養殖業は3年続きの赤潮被害で一層厳しい経営を強いられ、毎年のように発生します赤潮被害は養殖業者の自助努力や県のみの方策では解決できるものではないとして、国の積極的な対応を求め、国への意見書提出を求めるものでございます。

請願項目ですが、先に水産振興課に関係します項目を御説明いたします。

まず、1番目ですが、たび重なる赤潮被害の現状から、今回の赤潮被害を激甚災害もしくはそれに準じた対応を求めるものでございます。

次のページに飛びますけれども、6番目、これはへい死魚の処理についてでございますが、処理方法、場所、費用の面、あらかじめ事前の対応策の構築を求めるものでございます。それには、7番目ですが、赤潮の発生原

因の究明と防除対策の構築、有明海、八代海の再生へのなお一層の対応を求めているものでございます。

○尾山漁港漁場整備課長 次に、申しわけありませんが、表のページに戻っていただきます。

請願項目の2番目ですけれども、赤潮被害を回避するための新漁場について、調査及び施設設置につきまして国の補助を求めるものでございます。

この調査につきましては、先ほどの9月補正予算で説明しましたとおり、国の補助をお願いしたいというふうに考えております。

○牧野団体支援総室長 それでは、団体支援総室関係ですが、同じページの一番下の3番ですけれども、これは金融機関に対しまして既存の融資、債務に関します返済等の対応を求めるものでございます。これにつきましては、国、県から7月に文書で要請しているところでございますが、引き続きの後押しをというふうな内容でございます。

それから、裏をあけていただきまして4番でございますが、これにつきましては、漁業緊急保証対策事業ということで、新たな融資を受けるに当たりまして、この無担保保証制度が今動いておりますが、これにつきましてはの枠の増設、または新規の創設等を求めるものでございます。

それから、次の5番目は、養殖共済制度についてでございますが、加入に当たりましての掛金負担の軽減など、それから共済支払い金を被害実態に即応したものにすることなどの制度見直しなどを求めるものでございます。

以上です。

○佐藤雅司委員長 ただいまの説明に関して、質疑はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なしという声がありました。これで質疑を終わらせていただきたいと思えます。

次に、採決に入ります。

継続、採択、不採択の考え方がありますが、請第45号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択でお願いします」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 採択という御意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第45号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、請第45号は採択することに決定いたしました。

ただいま、採択と決定いたしました請第45号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について、事務局から配付させます。

（意見書配付）

○佐藤雅司委員長 今配付いたしましたこの意見書であります。内容もほとんど変わらないようでございますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 それでは、御異議なしと認めます。この意見書案を、委員会として委員長名をもって議長あて提出いたしたいと思えます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部の報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、白濱農林水産政策課長から報告をお願いします。

○白濱農林水産政策課長 それでは、その他報告ということで、熊本県食料・農業・農村計画及び熊本県水産業振興基本構想の見直しについて御説明させていただきます。

資料ペーパーが1枚、熊本県食料・農業・農村計画の見直しというのがあると思えますが、それをごらんいただきたいと思えます。

熊本県食料・農業・農村計画につきましては、平成17年度に策定しておりまして、5年目に当たる本年度で計画期間が終了することから見直しをすることとしております。

見直しに当たりましては、現計画策定後の情勢の変化やくまとの夢4カ年戦略、国が本年3月に公表した食料・農業・農村基本計画などを踏まえた内容としたいと考えておりまして、来年2月の定例県議会への提案に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、資料は熊本県水産業振興基本構想の見直しについてをごらんください。1枚ペーパーがあると思えますけれども。

熊本県水産業振興基本構想につきましては、平成16年に策定しておりまして、ことで構想の期間が終了することから、これも見直しをすることといたしております。

策定に当たりましては、県食料・農業・農村計画と同様に、国、県の計画や近年の水産業を取り巻く社会経済情勢を踏まえ見直すこととしておりまして、来年2月の定例県議会への提案へ向け検討を進めてまいりたいと思っております。

以上がその他報告事項でございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○鎌賀水産振興課長 八代海でのシャットネラ赤潮被害についてでございます。

関係3課でございますけれども、私の方からまとめて御説明申し上げます。

まず、今回の赤潮の経過及び被害状況でございます。

去る6月24日には有明海で、翌25日に八代海で魚類に有害なシャットネラの細胞数が警報レベルに達しまして、その後、天草地域の魚類養殖業に大きな被害をもたらしております。

その被害は、8月9日まで、これは警報を解除した日でございますけれども、その日までに、ブリを主体といたしまして、108万尾が死滅しまして、16億円の被害となっております。3年被害の続きで、しかも過去2番目の大きなものとなっております。

2の今回の発生原因についてでございますが、ことし5月下旬のまとまった降雨によりまして栄養塩が供給され、その後の日照時間の急な減少によってシャットネラと栄養分の面で競合します珪藻プランクトンがふえないという状況の中で、昨年の赤潮の後に広域に広がったシャットネラのシストが水温の上昇とともに発芽、増殖したものと考えられております。

その次に3番目の今回の発生の特徴と被害拡大の要因でございますが、ことしは例年に比べて発生時期が早く、八代海の北部に加え、八代海の各地でも同時多発的に発生し増殖したという特徴がございます。

このため、本年度の新規事業として支援をいたしました粘土散布や水産研究センターの対策技術も十分な効果を上げることができないまま被害が拡大したという状況でございます。

次のページですが、4番目の赤潮被害の支援策についてでございますが、これまで9月補正の予算内容を御説明いたしましたので、

省略いたしますが、参考としてその表にまとめてございます。

5として、国に対する要望活動でございますが、まず、7月29日に政府提案ということで行っております。また、8月11日には、鹿児島、長崎両県の知事と合同で、あわせて県議会議長とも連名で、赤潮被害の激甚災害指定もしくは指定に準ずる財政支援など8項目について要望を行っております。

最後に、6番目として、赤潮対策についての研究の進捗状況について記載しております。

水産研究センターでは、国の研究機関、大学とも協力しながら、今年度からは現場試験に重点を置いて実施いたしております。

大きく2つの手法に分かれますが、まず1つ目は、シャットネラの細胞を破砕する手法で、資料の中には記載しておりますが、③ポンプの渦を利用した細胞の破砕、これには一定の効果が見られております。

また、2つ目の方法として、魚のへい死を防止する手法でございますが、シャットネラの細胞が少ない海水をくみ上げてブリを飼育する方法で効果が見られております。

さらに、養殖業者に提案をして協力をお願いし現場で実際に行った手法では、遮光幕を設置して抗酸化物質をまぜたえさを与えることでへい死が減少する効果が見られております。

今後も、さらにより効果的で養殖業者が実際に活用できる手法とするため、改善を加えていくこととしております。

次のページには、今回のシャットネラ赤潮の発生状況を日を追って10日ごとにまとめて記載しておりますので、御参照していただければと思います。

以上でございます。

○村山農地・農業振興課長 次のページをお願いいたします。

熊本県農業振興地域整備基本方針の見直しについて御説明させていただきます。

まず、1の基本方針の内容についてでございますけれども、これは、農業振興地域の整備に関する法律いわゆる農振法に基づきまして、農業振興地域の指定及び市町村が策定します整備計画の基準のために10年を見通して見直すものでございます。

通常5年ごとに見直すということになっておりますけれども、2の見直しの趣旨にありますとおり、今回はたまたま法律改正も重なったこともありまして、国の方は基本指針と言っておりますけれども、去る6月11日に見直しを行っているところでございます。都道府県でも、これから6カ月以内に基本方針を変更するというようになっております。

次に、3の見直しのポイントでございますけれども、内容的には、10年後の平成32年時点におきます——括弧書きで書いておりますけれども、農用地区域内の農地の面積を定めるということが主な役割となっております。また、今回の法律改正によりまして、この農用地区域へ積極的に編入をする必要があるということになっておるところでございます。

そのほか、全体の計画の構成としましては、4に記載したとおりでございます。5の策定スケジュールでございますけれども、今後、市町村調整、パブリックコメント、国との協議等を経て、法定期限であります12月10日までに策定したいと考えております。なお、この間には、委員の皆さん方には別途御説明をしたいということで考えているところでございます。

なお、下に参考として簡単なイメージ図をつけておりますけれども、このうち左下の網かけの最も濃いところ、農用地区域農地の農地面積、この数値を設定するというのが、この基本方針の大きな役割となっているところでございます。

先ほど説明しました国の方の指針でござい

ますけれども、国全体としましては大体2%増ということで、今後の食糧自給率等を考慮してそういうことになっておりまして、国の方からでも都道府県に対しては農地の増を記載してほしいという要望があるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○佐藤雅司委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思っておりますけれども、質疑はありませんか。

○前川収委員 熊本県食料・農業・農村計画と水産業振興基本構想の両方とも、5年単位でたしか——これは違うんですね、水産は10年ですかね。こっちの農業・農村の方は5年ですけれども、いわゆる県の全体的な基本計画、振興計画なるものを見直しするということでありまして、いつもこういうものが出る時に思うんですけれども、これまでお取り組みいただいた部分の成果とか、何がよくて何が悪かったかという反省、ただつくときゃいいというものじゃないと思いますので、その部分をやっぱりきちっと検証いただいた上で、より実効性の高い計画をぜひつくっていただきたいということであります。

時代背景の変化というのはわかりますし、対処療法的に農業も県行政全体がやっていかなきゃならない、やむを得ずやっていかなきゃならない部分もありますけれども、せっかくこういう計画をおつくりになって、何がどれだけ達成できたのかという部分とか、全然達成できなかったものもあると思いますけれども、そういった部分の検証をしとかないと次の計画に生かされないと思いますので、その点は、どうですか、全体的にアバウトで結構ですので、前の例えば食料・農業・農村計画が最終年度ですから、どの程度達成できているというふうに思っていらっしゃるか、そ

れはだれが言うのかな、部長ですかね、検証なさっていますか。じゃ、まず検証から。

○白濱農林水産政策課長 検証は、必ずやっていかなければならないことだというふうに思っておりますけれども、まだ詳細なところまでは数字とかはちょっと出ておりません。申しわけありません。

○前川収委員 これは策定スケジュールを見ると、この計画公表というのは来年3月だと思っておりますけれども、まだ検証が余りなされていないと、してあるけれども、まとめてないというんですかな、だと思っておりますが、急がないとだめですよ。

僕が言わないと多分余り検証せずに次の計画に行っているんじゃないかというふうに疑いたくなるような今の答弁だったんですけれども、やっぱり一回検証していただいて、委員会でも報告していただいて、その検証結果が次の計画にこういうふうに反映されているという形で、プラン・ドゥー何とかとあるでしょう。今普通に言われておりますけれども、そういう部分でしっかり反映されるようお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 それでは、検証と具体的実現性について、計画はいかがですか。

○白濱農林水産政策課長 今前川委員がおっしゃられたとおり、十分検証いたしまして、現在の経済情勢とか農業情勢、その辺を踏まえまして、効果的な計画ができますよう、鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤雅司委員長 声が小さいですね。

○白濱農林水産政策課長 頑張りますので。

○前川収委員 しょうもなかごたつた、つくらならぬとじゃなかなら、つくらんちやいい。何もならぬもん、それは、そんならいのことなら。

○佐藤雅司委員長 それでは、前川委員、要望でございますか。

○前川収委員 はいはい、大丈夫です。

○佐藤雅司委員長 それじゃ、よろしく願います。

報告事項、ほかにございませんでしょうか。

それでは、ほかには質疑はないようございしますので、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○淵上陽一副委員長 委員会からの意見書提出について提案したいと思います。

意見書案がありますので、ただいまからその案をお配りいたしたいと思います。

（意見書案配付）

○淵上陽一副委員長 国は、新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その中で、農業生産力を支える重要な役割を果たしている農業生産基盤は、必要な整備等を今後とも推進するとしています。

しかしながら、平成23年度の国の概算要求は、6割以上を削減された平成22年度当初予算に比べ、農業農村整備事業はわずか5%増にとどまり、農山漁村地域整備交付金については現状維持となるなど、大幅に削減された状態となりました。

必要な予算が確保されず整備が先送りとなれば、地域の農業振興、集落機能の維持や地域資源の保全への悪影響だけではなく、そのツケを次世代に回すこととなり、将来の食料の安定供給や財政負担の不安を増幅させるも

のであります。

食料・農業・農村基本計画における農業農村整備に関する施策を具体的に推進するため、意見書案を下段にあります2項目について強く要望したいと思います。

この意見書を国に対して提出することとし、この議案を本委員会から提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 本委員会から意見書を提出していただきたいという提案であります。これについて、何か御意見等はありませんでしょうか。

○渡辺利男委員 こういう意見書を提出される用意があるということ、できれば事前に知らせてもらった方がいいなと思います。今急に出されて、この文書でどうかと言われて、私個人だけの意見でいいならいいけれども、会派の意見が違わないらいいからね。そういうことにならないように、やはりきょう常任委員会があるということは早くからわかっただけですから、この日に提出する用意があるならあるということ、できれば早目に言っただけもらった方がスムーズにいくんじゃないかと。内容については、異議はありません。

○佐藤雅司委員長 それでは、また文言等につきましては、この委員会の中で私の方に言っただけならば訂正をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、この意見書案により、委員会提出議題として本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 異議がないようでございますので、この意見書により、議案を提出することに決定をいたしました。

それでは、先ほど申しましたように、御意見を踏まえて、また文言整理を御一任させていただきたいということでございます。

ほかにございませんでしょうか。

○吉田忠道委員 2件質問したいんですけれども、1件ずつ質問したいんですけれども。

まず、口蹄疫関連で、幸いにして本県の努力で本県には1頭たりとも発生させることがなかったんですけれども、この宮崎県での発生の状況を再度検証して、本県での対応、もし本県で発生したならば、どういう対応をしていくのか、さまざまな検証、あるいはシナリオ、あるいはマニュアル化等々が私は必要じゃないかと思っておりますけれども、宮崎県での発生した原因、これも発生経路等よくわからないということだったんですけれども、なぜ宮崎県で2度も起きたのかと、そういうところからしっかりと検証していただきたいと思いますけれども、今本県で対応するとして、宮崎県の状況をしっかり今検証をされているのかどうか、あるいは今後はされる予定があるのかどうか、それをまず1件、危機管理という面からも関連してお聞きしたいと思います。

○高野畜産課長 口蹄疫絡みでございますけれども、今国の方と宮崎県の方でも、この口蹄疫の検証委員会というのをつくられて今検討されているのは事実でございます。それで、国の方の検証委員会の方は、先般中間報告がございまして、そのあたりの部分が今インターネットあたりで出てきているような状況でございます。

そういう中で、熊本県でももしも発生した場合、それをどうするのかというみたいな部分で農政部内でも今検討しているわけですが、その一番大きな部分が口蹄疫のマニュアル書、これを今回——10年前の部分ではつくっておったわけでございますけれども、今

回宮崎県の発生が膨大な部分ということで、今回の宮崎県に対応できるような口蹄疫のマニュアルをつくらうということで、先般熊本県版のマニュアルをつくりまして、そしてその部分につきまして、各振興局、各団体、そういった部分を含めて今検証しているようなところでございます。

それから、先般国の方も、宮崎県の内容をとにかく全国でしていこうということで、全国版の机上演習みたいなのがございまして、その部分につきまして、例えば仮に熊本のどこが発生したときに消毒ポイントをどういう格好でつくるか、埋却をどういう格好でするか、そういった机上演習がございました。

そういう中で、各県の状況、それと各振興局からの埋却とかなんとかの部分は、人員が100数十名ぐらい要ります、初期対応で。そういった部分の割り当てあたりをして、いつ熊本県で起きた場合でも対応できる、そういった部分の態勢をしているような状況でございます。

それから、熊本県の場合も、一応11月には予定しておりますけれども、仮に県内で発生した場合に、こういった格好で初動の措置をしていくのか、そういったものを含めて、現実に発生した場合の対応、こういったものの演習を今検討しているような状況でございます。

○吉田忠道委員 再度確認させていただきませうけれども、マニュアルはできとるということですね、もう。

○高野畜産課長 はい、そうです。

○吉田忠道委員 その辺は、まだ見ていませんけれども、マニュアルはできとる。そして、それに対して一つの例ですけれども、阿蘇、菊池地域に宮崎県程度の口蹄疫が発生した場合に、適切に対応が今できるということ

が言えますか。

○高野畜産課長 一応マニュアルの部分でも、例えば宮崎県みたいに290例、そういった部分はあれなんですけれども、数十例ぐらいまでだったら、ある程度対応できる人員、そういったものを中に入れて、だれがどういうふうな対応をするというみたいな格好で今しているような状況でございます。

○吉田忠道委員 じゃあ、マニュアルを一回見せてください。次の質問をよろしいですか。

○佐藤雅司委員長 はい。それじゃマニュアルをお見せしてください。

○吉田忠道委員 次は、全然変わりがまして、戸別補償関連ですけれども、今年度まもなく米の収穫、もう収穫も始まっていますけれども、戸別所得補償が出されます。

その中で、米の価格が、この戸別所得補償があるからという、この制度のせいによって値下げをされているというような話をちょっと聞いておりますけれども、そういう傾向があるのかどうか、もしあったとしたら、これは当然下がったとしても、その補償がまたあるわけですね。そうしますと、どんどんどんどん税金を投入ということになっていくんですけれども、それに対応していけるのか、その付近のちょっと見込みを聞かせてください。

○本田農産課長 今の戸別所得補償の関連ですけれども、確かにいろいろお話の中では、そういう1万5,000円のお金が出るということで、その分を引いてくれというような流通段階でのそういうお話があるということはおっしゃるとうわさでは聞いたことがございます。ただ、そういう場合でも、そういうのは一切

禁止されておりますので、これは農政局の方に相談の窓口がありますので、ぜひ御紹介をいただきたいと思います。

○中村博生委員 関連でいいですか。

私も今のことを言おうかなと思っておりましてけれども、全く同じような話なんですよ。県内どこの地区でもそういった話になるとと思います。（「なってます、米は」と呼ぶ者あり）本当に、流通業者がそれを当てにして安く買いたたくような——これは米ばかりに限らぬとですよ。イグサもそやん。イグサも、やっぱりそういう傾向があるかに聞いております。

この対策といいますか、いろんな、今課長の話じゃ農水省の方で窓口があるということでもありますけれども、そこまで私も知らぬだったけんですね。これはもう徹底していかんといかぬかなと思いますし、米の価格にしても、新聞に載るとるとは平均すれば1万4,000円とかですたい。相対何とかかんとかてあるじゃないですか。何か安くなった、東北産米は安くなった、しかしながら、相対取引価格は上昇しつつあるような感じで載っつとですよ。中身的にはそやんじゃないというような思いがありますけれども、熊本県産で、銘柄もありますけれども、等級もあるかと思いますが、熊本県産で言えば、あれが幾らとか例があればちょっと……。

○前川収委員 関連でいいですか。

私が聞いているのは、もちろん今年度産の米ですから、まだ流通に出てないので、これからですけれども、農協は買い入れをしなきゃいけません。仮払いをしますね。相場を想定して、大体幾らでと先払いするわけですね。その価格が既にもう1万円を切ったと、1万円を切っていると。恐らくJAでは、それは決定事項になっていると思います。1万円を切ったという状況、これがいわゆる流通

過程において買ったときになっているのが、例の反当1万5,000円の戸別所得補償が原因かどうかについては、現行犯がいなくなかなかわからないものですから、それは告発しても、告発できる内容があれば告発してほしいんですけども、全体にもう下がるとるわけですね、全体に。1万円が——JAグループでことしの米の買い取りの要するに予定価格というのかな、先払い価格が1万円を切っているという、この実態は、これは事実として出ている状況であります。

ですから、これはたとえ反当1万5,000円、これはもう基準ですよ、まず。配られたにしても、反当10俵とれたとして、1俵当たり1,500円ですよ。プラス1,500円、上に乗るかどうかわかりませんよ。乗るかどうかわかりませんが、1,500円乗って1俵当たりが1万1,500円ぐらいになるということでしょうか。これは絶対足りないと思います、基準価格が幾らかということからすれば。その辺についての状況の把握がなされているかどうか、そこも一緒に教えてください。

○本田農産課長 まず、ことしの米の価格の安値ということをございますけれども、いろいろ報道等の資料に基づきますと、まず、昨年の米は非常に在庫が高水準ということでありまして、そういう中で、本年産の新米が昨年よりも1～2割安くなっているという状況のようでございます。

特に、ことしの場合が、春先の天候不順とか、あるいは低温とかがございましたので、非常に品質も余りよくないということで、それが価格安にも拍車をかけているということをございます。先ほどお話のありました戸別所得補償に関連しての価格安ということではないと認識しております。

それと、どこかの事例がということをございますけれども、残念ながら天草の早期米はもう既に出荷されておりますけれども、その

数字はちょっと今持っておりませんが、全国的な話で申し上げますと、大体1～2割安い取引価格ということで推移しているということでございます。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 先ほどの課長の話の中で、農政局に行って聞いてくださいみたいな話がありましたけれども、それはどういうことですかね。やっぱり県として、そうしたお問い合わせがあれば、丁寧にこういうことですよということを答えていくことは必要なんじゃないですか。

○本田農産課長 実は、決して県が避けるつもりじゃありません。一応この制度が国の制度ということで、国でそういう相談窓口をちゃんと設置しておりますということで、もし必要であれば、我々も当然そういう御相談を受けますし……。

○佐藤雅司委員長 そこは、丁寧に、役割分担があったとしても、県として、ちゃんと相談に乗ってください。

ほかに、その件ではありませんか。

○前川収委員 その件で、まだいいですか、私の方から言って。

例えば、米の値段が下がってきたときに、今までは政府買入れで市場買い支えということを確認にやってきたじゃないですか。そのことによって米価を下げないという政策をやってきたと思います。というか、やってきたわけですよ、明確に。

今回こういう状況になって、戸別所得補償だから、先ほど吉田委員がおっしゃったとおり、税金使って——どっちも税金を使うのは一緒なんですけれども、税金を使ってとにかく下がった分はどんどん入れていくという流れになれば、これは米の暴落はずっと続きま

すよ、恐らく間違いなく。

それは、表面的に課長がおっしゃったように、戸別所得補償制度の影響が明確に証拠として出ているということではないけれども、マインドとしては、買い入れ側からすれば、あたどもお金もらおうでしょうと、もらっているでしょうということは全然当たり前の話で、もう市場ではそういう話になっているんですよ。だから、まけるとは言わないですよ。でも、札を入れるとき安く入れれば、結果として実勢的な市場原理に基づいた話になっている。

しかし、マインドの中にはそれも入ってしまったわけですから、そのことも私はこの米の暴落の要因に——暴落とまでは言いませんけれども、少なくとも暴落に近いような形、これは最終的に全部入札が終わらないと幾らになったというのは結果が出ませんから、今の制度でいくと非常にわかりづらい、場合によっては来年、再来年までわからぬということまであるらしいんですけれども、今の状況ではとにかく下がっていると。

その証拠に、農協が農家には売れた後に精算するんですけれども、入札が終わった後に精算するんですけれども、それは1年も2年も待たせるわけにはいかぬからということで先に払うわけですね。その払う金がもう1万円を切っていると。反当1万5,000円、1俵1万5,000円なんていうのは遠い昔の話で、もう1万円を切った話になって、それがもしも払った価格より安くなるとしたら、また補助をもらわなん、農家からとらないかぬということまで、この間、農協でも現実的な話としてそうなる可能性があるという話が出ておったんですけれども、戸別所得補償でいわゆる下がったなら補てんするということでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）ですから、それはどの程度の補てんが出るのかということをお早く——これは何年もまたかかっているのかということであれば、この値段が売れてしま

わぬと確定しないという話であれば、支払いがおくれてしまうということになると思いますから、その点の制度がどうなるのか。

それと、もう一つは、政府買い入れをすることはもうないのか、しないのか、何か情報を持ってらっしゃるかどうか、そこも含めて。

○本田農産課長 まず、支払いの関係ですけれども、新聞報道等によりますと、1万5,000円の固定払いにつきましては、年内に払うと。ただ、地元の都合によりましておくれるところもございます。

それと、差額分につきましては、最終的にやはり実績が出ないとその差額ははじけないということになりますので、年度内にできるのか、年度があけるのか、ちょっとその付近は私は把握しておりませんが、できるだけ早く支払われるようお願いをしていきたいと思えます。それと……。

○前川収委員 買い入れ。

○本田農産課長 買い入れにつきましては、残念ながら政府・与党の方では、現在一切しないということで御返事されていますので、それ以後の状況はまだ把握をいたしていません。

○前川収委員 年度内ぐらいでおさまればいいですけども、現実的に米の売買が最終的に終わるのは、来年とか再来年とか——おとしの米がことし売れているという話ですよ、まだ現実に。そうすると、どのところできちっと確定なさって支払いをするかということによっては、農家は、ことしつくった米の値段が安くなった分を、来年もらうとか再来年もらうんだったら、もう農家はつぶれますよ、正直言って。

そこはやっぱり何らかの平均的なものかな

んかでやるとか、ある程度、8割売ればとか5割売れば、その価格を適用するとか、そのくらいでやらないと、最初にばっと売って、入札が終わって、あと残るじゃないですか。それが全部売れないと確定しないわけですから、その制度矛盾については、やっぱり国に対してきちっと——実態的にことし初めてですから、そんなにおくてもらっちゃ困るということをちゃんと言うてください。

もともと値段確定ができないから、この制度には矛盾があると、私たちは——私は少なくとも制度矛盾だと言ってきたんですけれども、そのとおりに今なってしまうよということですので、そこはやっぱり、まずは行政ベースでこういう混乱が起きて——米は現金収入ですから、年に1回の現金収入ですよ、簡単に言えばですね。米農家、米だけしかつくっていない農家に行けば、それが滞るといいう状況になるわけですから、大変な問題になりますよ。

そこは、しっかり国の情報と今の農家の実態を照らし合わせながら、国に早急な対応をやっていただけるようにお願いします。どうせこの秋、稲刈りが始まってすぐ出ますよ、この問題は。年越し資金ですから、米の値段というのは。

○佐藤雅司委員長 そのことも要望ですね。

○児玉文雄委員 関連。

国は、所得補償は面積でするんじゃないのかな。

○本田農産課長 固定払いと、それと安くなったときの差額を払うという2つの助成があります。

○児玉文雄委員 面積じゃない……（「1万5,000円が面積です」と呼ぶ者あり）それが10アール当たりが幾らとかなんとか、そういう……

…（「1万5,000円、反当たり」と呼ぶ者あり）
1万5,000円でしょう。だから、面積で払えば確定できるわけですよ。

○前川収委員 それは、安かろうが高かろうが1万5,000円払うとですよ、先に。その下がった分の差額をまた払うとです。

○児玉文雄委員 だから、基礎が、計算が面積であれば、それはできるわけです。今の農協の米の販売代金は、仮払い金を9,000円ぐらい払って、あと精算するのは1年——そうですね、大体1年何カ月かかるんですね。そんなにかかるんです。

○前川収委員 ここだけの話、その単価が確定して幾ら下がったかで、生産が幾らかかっているか、この差額分を補てんするというのが今度の制度ですよ。米が幾らだったかの値段が確定するのが1年かかるわけでしょう。我々知ってるわけですから。1年以上かかるわけです、ずっと。それがわからぬとに、いつ補てんするかなんて、それは1年後補てんしてもろたっちゃ、もうそのときはつぶれとると。均等払いの分の反当1万5,000円というのは、すぐ払えますよ。しかし、あとは戸別ですから、大体平均で幾ら下がったと……（「戸別補償だからね」と呼ぶ者あり）戸別所得補償ですから、そこが確定しないと補てんできない、制度上。だけん、1年以上かかりやせぬですかという話になります。

○佐藤雅司委員長 それでは、その他の部分で、先ほど村上委員がおっしゃったこと……。

○村上寅美委員 もうよか、おれのは。後で……。

○佐藤雅司委員長 高野課長、後でちょっと

お願いしておきます。

その他の件で、ほかにございせんか。

○吉田忠道委員 1件、確認だけよろしいですか。

先ほど、熊本県食料・農業・農村計画の見直しについては、前川委員の方から指摘がありましたけれども、ちょっと似たようなやつで、平成18年に、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針とか言っていますけれども、これはまだ生きとるわけですね。そして、これは生きとってずっと——そして最後は目標的なことを書いてあるけれども、これは何年先ぐらいを目標にされているのか、ちょっと確認したいんですけれども。

○村山農地・農業振興課長 これは基盤法と言っておりますけれども、本県では、平成18年4月に、県の基本方針ということで、この法律に基づいて策定をしております。

今回、県の方でも、これにつきましては——ということで、国の農地法等の先ほど申しました法律改正もございまして、昨年12月に施行されましたので、平成22年3月12日付で県の基本方針を一部変更しております。

○吉田忠道委員 変更しとる。変更しとるけれども、生きとるということですね、そのまま。

○村山農地・農業振興課長 そうでございます。

○村上寅美委員 ちょっと1点いいですか。

水産の覆砂事業について、予算化は聞いておるけれども、現状はどうか。見通し、その辺わかるだけちょっと。

○尾山漁港漁場整備課長 21年度から22年度には大幅に予算を上げております。それで、

今アサリが有明海におきましては非常に落ち込んでいるという状況にありまして、23年度も、今年度以上に予算要望をしていきたいというふうに国の方に要望しております。

以上でございます。

○村上寅美委員 それで、その覆砂をできるだけ——覆砂に対しての採取、有明海という要望がかってからあつとったし、そういうことと言っているけれども、有明海も含めて、県内外も含めて、どういう現状なのか、その辺は……。

○尾山漁港漁場整備課長 有明海の漁業者からは、有明海の砂が欲しいということで要望がっております。そういうことを受けまして、県としましては、具体的には、三角沖の砂を、来年度は県が覆砂事業と一緒にやってそこを掘りにいって覆砂をするということで、今三角漁協と交渉をやっているという状況でございます。

○佐藤雅司委員長 それでは、ほかにございませんでしょうか。

なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

なお、委員の皆様方には報告事項がありますので、このまましばらくお残りいただきたいと思っております。

午後0時15分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長